

令和3年第7回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月1日（木）13時28分から14時32分

2. 開催場所 香美市中央公民館

3. 出席委員（17名）

会長 19番 原 心一

会長職務代理

委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	3番 横山 実男
	4番 森田 良彦	5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄
	9番 西村 広幸	10番 西岡 久	11番 山崎 彰
	12番 三木 克司	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広
	15番 小松 和啓	16番 三谷 富重	17番 山内 茂
	18番 岡本 博臣		

4. 欠席委員（2名）

7番 森安 正 8番 宗石 和彦 13番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 下限面積の設定について
第5号 非農地証明願いについて
第6号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第7号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第8号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第9号 農地法第3条の規定による許可取り消しについて（報告）
第10号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第11号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 和田 小百合

事務局係長 川村 周作

農地主事 森本 宏

農地係長 公文 直樹

7. 会議の概要

議長

開会（13時28分）

皆さん、こんにちは。あと推進委員さんでひとりまだ遅れてますけれども、何か車は下へ来たというふうなことでしたので、定刻も参りましたので、ただ今より、第7回の農業委員会を進めたいと思います。オリンピックの月になつてきましたが、まだまだ東京ではですね、だいぶコロナ患者が増えておるいうふうな感じもあってですね、無観客でやるとか、やらないとかいろいろ言ってますけれども、高知もずいぶん2桁の数字が続きましたけれども、昨日が1桁

になったというふうなことで、今日の数字がどんなになるかっていうことでですね、私たちも毎日その数字を気にしちゅうわけですが、日々減ってきて0が続けますね、年末には忘年会等が開催が出来るかなあというふうな思いをしております。今年の梅雨は何かしつこいっていうか、雨が降ればどんど降ってくれたらいいんですけど、何か雨がちよろちよろとですね、毎日がこんなうつとおしい天気が続いておって気分が滅入るところですけど、今日の会を順調に進めたいと思いますので皆さんよろしくお願ひを致します。

それでは最初にですね、後で議案書の訂正がありますのでよろしくお願ひを致します。

そして本日議事録の署名人につきましては水田委員、平山委員さんにお願いを致したいと思います。

今日、委員さんで欠席がですね、森安委員と宗石さんから欠席届が出ておりますが、森安さんは先月の22日にすねの手術をされまして、順調に回復をしゆうということで、今リハビリ中であるけれども7月いっぱいはですね、どうも退院ができるんじゃないだろうかというふうな話でした。宗石さんについてはコロナの2回めの接種をしてですね、ちょっと体調が悪いということで今日急遽欠席という報告になってますのでよろしくお願ひをします。

あとで議案で委員さんの退席をお願いせなあいかん人もおりますけれども、順次進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

それでは事務局より訂正から先にお願いします。

事務局

すいません、事務局の川村です。訂正する箇所は3ページ、議案書の3ページの農地法第3条の[]さんから[]さんに農地を農地として購入するんですけど、[]さんの住所が[]になってますけど、すいません、[]にこの春、3月にちょっと住民票を動かしてますので、[]に訂正をお願いします。

すいません、それと3条の調査書の中ですけど、受付番号5番になりましたそれも[]さんの調査書、その時に内容をちょっと記載するときに[]地区でやってましてそれがそのまま残ってましたので、耕作しているところは[]でと書いてますけど、[]でということで[]で水稻、かき、ブルーベリー、大豆を栽培していますということで、すいません、その訂正をお願いします。以上です。

議長

以上訂正がありましたので、皆さん方よろしくお願ひをしたいと思います。それでは続きまして議案に入っていきたいと思いますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町大平字ヒラキ136番2、地目は畠、面積は67m²、外2筆、計3筆で合計面積215m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,064m²、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は1で10a当たり200,000円で総額43,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町林田字カリヤ220番1、地目は田、面積は498m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,010m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり500,000円で総額249,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字京田994番1、地目は田、面積は219m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,749.25m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3で10a当たり502,283円で総額110,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町日ノ御子守都路21番1、地目は田、面積は432m²、外12筆、計13筆で合計面積3,405m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,824m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は4です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字壹ノ谷1306番1、地目は畑、面積は208m²、外4筆、計5筆で合計面積986.99m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,842.19m²、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり151,977円で総額150,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野字吉田1701番1、地目は田、面積は158m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は6、10a当たり300,000円で総額47,400円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

以上、議案第1号につきまして説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思います。議案第1号につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。

すいません、1番、2番とかのこの写真を見るとですね、かなり耕作するのに手を加えなあいかんところなんかがあるような雰囲気のところもありますが、ここは耕作計画なんかは必要はないが。例えば、この資料4の14とか、13とか出るちゅうけれども、ちょっと3条というのについていうとですね、木を退けたいととかいう感じもあるわけですから、こんな場合は。

事務局

ちょっと補足説明致します。今会長の方からご指摘があった資料4の写真でいうと丸の14番とかですが、こちらの■さんとの持っている農地は一部を農地付き空き家バンクにするということで、まずお話をきました。その中でこの14番とかここに隣接して倉庫があるんですが、農業用倉庫が、そういうものについては空き家バンクにくっつけるのはちょっといかがなものかっていうことで色々検討してました。この540-2の農地なんですが、一度は非農地にしてっていう話が出てましたけれども、農業用倉庫、隣接したところにある農業用倉庫を使っている■さんが一緒に農地としてやりたいという希望があるということで今回この3条に一緒に入れたわけですが、今見えている木は難しいかもしれません、後ろの方にちょっと石みたいのが見えたりしますが、何かこう物を積み上げているような様子が見えます。これについては解消してくださるということでこの辺りはちゃんと耕すというか農地として作ってくれるという話は聞いております。そんなところでしようが。

議長

はい、わかりました。皆さん方から何かご意見があればですね、承りたいと思いますが。中田間と地域で面積があまり広くない狭いような土地になるとですね、こういうことも結果的に出てこようかというふうに思います。それを3条で売買ということですので、ある程度無理があるかもわからんけれども、こういうふうな扱いをしていかんとですね、益々荒廃するという可能性もありますのでそのところはですね、非常に痛しかゆしというか、皆さん方の判断に委ねなあいかんと思いますが、将来を見越してこういう状況にあっても買われた人はですね、作る意欲があるんであろうという判断なのか、それとももうこのまま放るという判断なのかわからんけども、買った以上はですね、作っていただけるという思いをしておりますので、ある程度こういう条件についても仕方がないことではあるかなあという思いもします。各段ご質問はありますか。

-----質疑なし-----

議長 格段質問無いようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請地は香北町吉野字北屋敷171番1、地目は田、面積は39m²、外1筆、計2筆で合計面積6.4m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は駐車場及びプレハブ設置、申請事由は、「会社を経営しており、会社の事業として耕作等の請負事業とともに旅客運送事業(タクシー)も行っているところ、隣接地には、耕作等の請負事業のための工場を建築しており、事業場所を集約し、共用するために、また、狭小な土地であり、耕作には不便であることから、タクシー駐車場及び前記各事業の事務を行うためのプレハブを置いて使用する。」ということです。資料は7で、農地区分は第1種農地、調査員は宗石委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一團の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。以上です。

議長 以上、説明がありましたが、今日は宗石さんが欠席をしておりますので、調査員の宗石さんから事務局に連絡がございますので、事務局の方からですね、補足説明及び調査の報告と補足説明をお願いしたいと思います。

事務局 事務局から補足説明を行います。農地については第1種農地であり、転用困難など、できないところですけど、例外的に所有者の居宅から農地まで集落接続60mで繋ぐことができる集落接続に該当してますので転用できるということになります。また写真の通り、すでにタクシーの駐車場と事業を行う事務所が設置されていることについては始末書の方が申請書の方から提出されます。この農地については3条で農地で申請者の方が買って、その後もする経過があり、またこの周辺の農地については同意書ももらっており、申請者が今後農地を買う予定があるので是正するために遅くなりましたけれども、4条の申請を出しております。もうひとつ後から出てきますけれども非農地証明の[]のところの非農地証明がありますけれども、それについても非農地ということでは是正するということで提出がされております。以上です。

議長 はい、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請ですが、補足説明までありました。ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問はありませんか。両方共ですね、タクシーもそれから[]もやってますけど、やっぱり地域には無くてはならないひとつの事業所であると思いますので理解いただきたいというふうには思いますが、ご質問ありませんか

-----質疑なし-----

議長 各段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議長

はい、それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は使用貸借権、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1841番、地目は畠、面積は647m²、外1筆、計2筆で合計面積は937m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は農業用倉庫、転用事由は「柚子を栽培しているが、面積拡大に伴い、収穫した柚子を保管する場所がなく、また農業用機械なども保管できないため倉庫を設置したい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は8で調査員は西村委員です。

2番、権利の種類は地役権、申請地は土佐山田町山田島字クスノサカ122番1、地目は畠、面積は549m²の内61.19m²、外1筆、計2筆で合計面積は77.04m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は進入路、転用事由は「隣地（122番5及び122番6）上にある建物への進入路として使用するため。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地第2種農地になります。資料は9で調査員は鍵山委員です。以上です。

議長

順次、説明をお願いしたいと思いますが、西村委員、すいません。

委員（9番）

申請番号1番、資料ナンバーは8です。前に出ちょっとしたところの倉庫を建てたいということで見ました。写真②の横に家がある左側に農地が1つとこの道の右側にもう1つ農地があります。この2つの隣接地の判断を貰って下さいということで資料8-6、■さんと■さんの隣接地の確認の判断が貰っていますので。写真の②、1842-1と1841の左側の竹藪の前にあるがはその■さんの土地でありますのでそこはかまんと思います。この2つの地番のところへ倉庫を建てたいということで家の許可ももらっているというので問題は無いと思いますので。以上です。

議長

はい、続いてすいません、2番の説明を鍵山委員、すいません、よろしくお願ひします。

委員（14番）

資料の9をお願いしたいと思います。資料9-2の②番、下の写真で、この奥というか、新しいお家へ入るための進入路ということです。周りに農地はありません。それから排水はですね、自然浸透と9-3の④番の仮設のトイレの向こう側にちょっと擁壁があるんですけど、擁壁をつとうて100mmの埴ビのパイプがずっと伸びてまして、それから排水が出来るようになってます。この進入路をちゃんとしておかないと金融機関の融資が受けられないっていうことで、あとで気が付いたらしくてちょっと急いでいるそうです。■さんと■さんは親戚どうしで今まで通りやということで、たぶん40年近くこういう状態であったと思います。資料9-5が測量した図面だと思います。

それから資料9…6、これが地役権設定契約書をつけてくれています。特に問題は無いと思いますが、よろしくお願ひします。

議長 はい、この2件につきましてですね、事務局より補足説明がありますので、よろしくお願ひします。

事務局 はい、事務局から補足説明を行います。1番については大きな倉庫が建ちますので排水の関係を南側の写真を見たら市道の方へ流すように申請者の方が言われてまして。市道に、農地の間に側溝を作つて市道に繋がるように工事をしますので、建設課と今協議中で、側溝の方へ工事の許可とそれから排水の許可を今協議しています。農地内に側溝を作つて前の市道の側溝へ流すということになります。

それから2番については通行地役権についてご説明させていただきます。

通行地役権とは、自分の土地の利益のために他人の土地を通行できる権利のことです。

この場合の自分の土地を要役地、他人の土地を承役地といいます。通行地役権は、承役地を通らないと要役地から公道に出られない場合など、その土地を通行のために利用できるという地役権です。原則として、両者の契約によって設定します。資料には、先程委員さんが読みました契約書の案をつけています。

それから資料9の、すいません訂正がありますけど、9-2の新しく建ててる紺色の建物の1226-1と書いてますけど、122-6です。桁がちょっと違いました。申し訳ありません。今回は、住居の増築ということで、通常の転用でしたら、譲渡人、譲受人とか貸人とか借入っていうことになりますけど、地役権設定者と地役権者となります。

また、増築にともなう先ほど委員さんが言ってくれました、銀行の融資で、所有者が変わっても通行できるように、第3者がわかるように、設定するものです。本来は、この農地をコンクリート舗装にしており、カーポートのある9-2の②の左側にカーポートのある駐車場も農地に作っていますので、違法転用していることにつきましては、始末書を提出していただいております。9-5の図面も先程説明していただけますけれども、122-1がピンクのところ、それから554-2が黄色のところで坂に向かって段々122-1のピンクの方が広くなりまして、それから坂を下りたところでぐるっと新しい家を回るようになります。それは家に入る道もありますけど、車が入ってきたら車の回転場にするそうです。説明は以上です。

議長 議案第3号の説明が終わりましたが、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。各段ありませんか。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので、申請番号1番につきましてはですね、排水がですね、建設課と協議をしておるということありますので、協議が、結果、許可あり次第で承認ということにさせてもらいたいと思います。

他に無ければですね、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第4号下限面積設定についての説明をお願いします。

事務局 はい、議案第4号下限面積の設定について説明いたします。

今回の下限面積の設定については、下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせていただいております。

ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書（案）のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。

それでは、議案書6ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項について説明します。

変更前の適用する区域である（物部町大柄と物部町山崎の2筆）については、空き家に付随する農地です。

次に、変更後について、新規指定で香北町垂生野になります。

これも空き家に付随する農地です。

それでは、別添の資料10-1に沿って説明をいたします。

別添の写真資料10-2、10-3及び10-4も併せてご覧ください。

農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、香北町垂生野字辻ドヲ460番、面積138m²、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見については、所有者は、高齢のため、子と[]に在住しています。遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。また、申請地は、資料には「宅地と山林に囲まれており、農地はないため、支障を生ずる恐れはないと思われる」と記載していますが、すいません、訂正をお願いします。前のデーターが残っています、そのままになっていました。

実際には、申請地は、宅地と農地に囲まれており、南側のみ一段高くなっているところに農地があります。しかし、写真を見てわかるように、一段高くなっていることから、周囲に支障を生ずる恐れはないと考えられますので、設定基準に該当するものと判断しております。以上です。

議長

以上、説明がありましたが、下限面積設定につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

このことにつきましてはもうずいぶん、何回か議案に載ってきましたのである程度皆さんご理解していただけると思いますが、何かご質問ありませんか。

-----質疑なし-----

議長

各段無いようですので採決に入りたいと思います。議案第4号下限面積の設定について原案通り賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第5号非農地証明願いについて説明をお願いします。

事務局

はい、議案第5号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町栄町57番1、地目は田、面積は415m²、利用状況は 貸倉庫及び駐車場、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は昭和57年より貸倉庫及び駐車場として利用し、現在に至っております。調査員は西岡委員で資料は11です。

続いて2番、申請地は土佐山田町字山ノ間丸218番7、地目は田、面積は214m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由

は、申請地は昭和54年に隣接地に建つ居宅の増築部分の敷地として使用され、さらに平成5年にさらに増築され、土地全体が宅地として使用され、そして現在に至っております。調査員は永森推進委員で資料は12です。

続いて3番、申請地は土佐山田町京田字五反丸454番2、地目は田、面積は340m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、当該地は昭和44年月日不詳ですが、当時から住宅の敷地の一部及び蔵舎の一部として利用し、令和3年3月に双方を取り壊して現在に至っております。調査員は岡田委員で資料は13となります。

4番、申請地は土佐山田町字西野溝ノ北833番18、地目は田、面積は265m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、昭和43年に家を建築し、平成12年に新築して現在に至っております。調査員は西岡委員で資料は14です

5番、申請地は土佐山田町山田字楠瀬1327番2、地目は田、面積は341m²、外3筆、計4筆で合計面積が547m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、所有者の親類が昭和43年9月に住居を建築し、現在に至る。詳しい経緯については不明です。調査員は原委員で資料は15です

6番、申請地は土佐山田町宮ノ口字下モ浦久保366番1、地目は田、面積は836m²、外1筆、計2筆で合計面積が1,080m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、隣接地366番3（宅地）等の温泉施設に付属して、昭和40年頃から昭和60年頃までの間に順次、倉庫、宴会場、居宅と建物等を建築し、さらに並行して、それらの建物の中庭及び温泉施設の駐車場として整備し利用し始めて現在に至っております。調査員は森田委員で資料は16です

次に7番、申請地は香北町美良布字大木戸126番3、地目は田、面積は229m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和60年9月に126番3に住宅を新築し、入居し、現在に至る。調査員は小松委員で資料は17です。以上です。

議長　　はい、順次、すいません、調査員の方からですね、説明をお願いしたいと思いますが、番号1番、西岡委員からお願いします。

委員（10番）　　資料の11をお願いします。場所につきましてはこれ栄町の跨線橋のすぐ下になります。昭和57年に貸し倉庫、駐車場として整備されてまして現在に至っております。周辺は打ち刃物の会社の工場とか住宅地に写真を見ていただいたらわかると思いますが、なつります。それに影響のないと思われますので特に問題は無いと思います。続きまして4番。

議長　　はい、4番お願いします。

委員（10番）　　申請番号4番ですが、これ場所につきましては先ほどの跨線橋を北に進みましたら行き止まりのところにあります。これも昭和43年に家を建築して平成12年に増築されまして現在に至ってます。この方は宅地並み課税を受けてるようですので、それと周辺の方の同意もいただいておると思いますので特に問題は無いと思われます。

議長　　はい、すいません、永森委員さんすいません。

推進委員（1番）　申請番号2について説明をします。この備考に説明を書いてあるのですが、ここの■さんは95歳で、娘さんが一緒に住むようになってこの建物を増築したようですが、2人とも高齢になったので、大阪と聞きましたが、親族の方に身を寄せるということでここを売って行きたいと、そういうことで増築した分

が畑に、登記は田になってますが、そこに建てたもんで売るために非農地証明を出したということです。特に問題は無いと思います。

議長 はい、有難うございました。すいません、続いて岡田委員、すいません。

委員(5番) 資料13ですけど、ここは昔牛舎が建ってまして、それを3月に壊したっていうのは4月から解体料が上がるっていう話で壊したそうです。ここに娘さんの住宅を建てるっていうことでそれとこの周り全部が■さんの土地だそうで何の問題も無いと思いますけど。

議長 はい、西岡さんには説明を4番いただきましたので続いて5番、私の方から説明をさせていただきます。

資料は15で、皆さん方ちょっと15を開けていただきたいと思います。ここですね、すでに家が全部建っています。実は■さん、申請人、所有者、両方が一緒ですが、このお父さんの土地でして相続をされたと思いますが。そのお父さんの兄弟になられる女の人がここへですね、■さんといいますが、結婚をされてここへ住まいをしておりました。それで2人も亡くなりまして、現在は空き家になっております。そういう関係で今度この■の息子さんがここに家を建てられるということの申請であります。航空写真で見ていただいたらですね、①の方の写真を撮ってるところの左側に農地がありますが、ちょうど①の矢印の先っぽの方が、これが道になってます。道幅2m位しかありません。それから水路もありますが、左側の農地の人には承諾をもらっております。南側は自分の土地の所有者の土地です。それから右側②の上段と言うか、そこはすでに家が建っておりまして北側もですね、1328-2のところの上に道路がありまして、その北側には住宅がずっと建っております。そんな関係で関係をする農地はですね、1328-1の左側そこの土地ですが、その人には承諾を貰うちゅうということですので何ら問題は無いと思いますが、農地へ家を建てる場合にはですね、500m²という縛りがあると思うんですけど、そのところが547.3m²ですので、そのことについてはですね、ちょっと私の方でも把握をしておりませんけども、非農地にする分についてはですね、もうすでに全部宅地の辺の内らを囲ってこういう面積ですので何ら問題は無いと思います。

続きまして申請番号6番、森田委員お願いします。

委員(4番) 資料16-1をご覧ください。場所は富ノ口の■の敷地内になります。資料16-2と16-3がですね、今回申請のあった場所になります。16-2の②の奥にある茶色の屋根の建物が現在使用している■になります。資料16-3の③と④が、私の記憶では以前に使用していた温泉の建物だと記憶しております。5月27日に現場を確認しました。別に問題は無いと思います。以上です。

議長 すいません、7番、小松委員さんお願いします。

委員(15番) はい、これは申請番号7番の件ですが、資料の17です。その17-1の方を見ていただいたらわかりますが、前から再々出てきております、通称清水川地というところです。■さんという方が今からおそらく30年、40年位前に畠の農地を埋め立てて宅地化したものです。その後多くの方が引っ越しして家を建てております。その当時宅地のあれをせずに農地のまま売つておるようですので、こういった案件がまだ後へ出てくるかもしれません、この辺り14、5件ありますが、全部が同じような条件で建てておりますので別に問題は無いと思います。以上です。

議長	はい、議案第5号非農地証明願いにつきまして説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問はありませんかね。各段ありませんか。	
――質 疑 な し――		
議長	各段無いようですので議案第5号につきまして採決を行いたいと思います。議案第5号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。	
――全 員 挙 手――		
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。	
続きまして議案第6号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。		
事務局	報告第6号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。 1番、申請地は土佐山田町字浜道ノ東753番、地目は田、面積は5,808m ² 、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日は令和2年9月10日、解約日は令和2年9月13日、引渡日は令和2年10月1日、解約理由は売買のためです。 2番、申請地は土佐山田町字浜道ノ東733番、地目は田、面積は6,268m ² の内6,068m ² 、外1筆、計2筆で合計面積、9,080m ² 、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日は令和2年9月10日、解約日は令和2年9月13日、引渡日は令和2年10月1日、解約理由は売買のためです。以上です。	
事務局	補足説明をさせていただきます。この筆ですが、利用権を結んだ時にはお母さまの [REDACTED]さんとそれぞれ結んだ利用権でしたが、今回解約して次に農業公社との売買があります。今日の13ページの案件にも2番で載っていますが、娘さんである [REDACTED]さんと農業公社、それから今回は [REDACTED]さんにということで売買予定者も決まっております。そういう理由で今回解約通知となりました。以上です。	
議長	はい、議案第6号の農地法第18条第6項解約通知報告ですが、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。	
――質 疑 な し――		
議長	格段無いようですので、この件につきましては報告のみとさせていただきます。	
続きまして議案第7号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。		
事務局	報告第7号 農地法第4条届出報告について説明します。 1番、申請地は土佐山田町百石町2丁目130番、地目は畠、面積は727m ² 、申請者は議案書のとおり、転用目的は1階鉄骨鉄筋コンクリート造り2階木造スレート、資料は18で、調査員は事務局川村です。以上です。	
議長	はい、議案第7号の説明がありました。報告案件ですが、皆さん方より質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。はい、どうぞ。	
事務局	事務局からちょっと補足説明をさせていただきます。現地は消防本部の北側の旧道に面したところの住宅です。もうすでに住宅が建っており、ここの中請	

者については、これ売りたいということで市街化区域になっておりますので、4条の届出で出していただいたものでありますのでよろしくお願ひします。

議長 説明がありましたので、皆さん方より、何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんか。格段無ければ議案第7号農地法第4条届出についての報告ですが、報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第8号農地法第5条の規定による届出について説明をお願いします。

事務局 報告第8号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗目殿丸416番1、地目は畑、面積は219.53m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造合金メッキ銅板ぶき2階建て、資料は19で調査員は事務局川村です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目278番1、地目は畑、面積は215m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造瓦葺2階建て住宅、資料は20で調査員は事務局川村です。

事務局から補足説明を行います。

2番の百石町の案件ですが、資料11ページの地番は278-1となっていきますが、資料20の写真資料は、地番278と279になっています。この整合性が合ってないところは、届を提出した時点では、写真のとおり2筆でしたが、その後合筆され278番となって、その後、278-1と278-2に分筆されています。実際の家の建設予定地としては、写真で見ると農地の東側になります。以上です。

議長 補足説明まで終わりましたが、報告第8号 農地法第5条届出ですが、皆さん方から質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

この件についてもですね、格段問題が無いと思います。報告のみとさせていただきますのでよろしくお願ひします。

すいません、ちょっと訂正があります。事務局より説明します。

事務局 議案の最初の目次から間違っております申し訳ありません。第9号ですが、農地法第3条の許可取消報告になります。第7号と第8号が4条の規定による届出ってことで同じことを書いてますが、8の方が農地法第5条の規定による届出ですね。4条、5条ときて次に3条の取り消しです。すいません、いろいろ間違っておりますので改めまして

報告第9号 農地法第3条の許可取消について説明いたします。

1番、申請地は香北町永野字橋ノ本237番1、地目は田、面積は178m²、外1筆、計2筆で合計217m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、取消理由は譲渡人の事情による取消のため、権利は所有権移転売買、許可日は令和2年11月5日です。

譲渡人の事情について、少々補足説明をさせていただきます。土地の売買について実印と印鑑証明が必要になりますが、譲渡人は印鑑登録をしていない状態のまま入院をしてしまいました。郵送での印鑑登録も方法としてはできないことはないのですが、その場合、家族の協力が必要になります。今回、譲受人の方から息子さんに協力をお願いしたところ、自分は農地を売りたくない、ということで協力を断られたそうです。所有者であるお父様の方とはお話をうまくいって、いったん3条の許可ということで許可を受けましたけれども、息子さんが反対しているものを売買することはできない、という結論に至りました。今回、3条の許可取り消しをということになりました。そういう事情です。以上です。

議 長

議案第9号農地法第3条の規定による届出報告ですが、説明がありました
が、皆さん方ご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

議案書の12ページ。この件につきましても報告案件ですので、報告のみと
させていただきたいと思いますが、格段ありませんか。

それでは続きまして議案第10号香美市農用地利用集積計画の諮問ですが説
明をお願いします。

事 務 局

議案第10号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を
します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地、1,380 m²を、[REDACTED] の [REDACTED] さんから公
社が一旦購入、このあと、[REDACTED] の [REDACTED] さんがニラを栽培する予定になっ
ています。

続いて2番、土佐山田町の農地3筆、合計15,088 m²を [REDACTED] の [REDACTED] さん
から公社が購入したあと、[REDACTED] の [REDACTED] さんが露地野菜を栽培する予定になっ
ております。

以上が農業公社による中間管理の売買で

続いて、14ページ、通常の貸借権になります。

1番、再設定です。土佐山田町宮ノ口の農地4筆、合計5,280 m²を [REDACTED]
の [REDACTED] さんが借り受け、青ネギとオクラを栽培します。貸借権で期間
は5年です。

2番は新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地2筆、合計1,765 m²を、[REDACTED]
の [REDACTED] さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

15ページにいきます。

3番は再設定で、土佐山田町楠目の農地、2,164 m²を、[REDACTED] の [REDACTED] さん
が借り受け、青ネギを栽培します。貸借権で期間は5年です。

4番、再設定です。土佐山田町中野の農地2筆、合計2,683 m²を、[REDACTED]
の [REDACTED] さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で期間は5年
と3カ月です。

次に16ページにいきます、5番、新規設定になります。土佐山田町山田の
農地、763 m²を [REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借
権で、期間は10年です。

6番、再設定になります。香北町太郎丸の農地、892 m²を同じ [REDACTED] の
[REDACTED] さんが借り受け、水稻を栽培します。貸借権で、期間は5年です。

17ページにいきます。

7番、新規設定です。香北町美良布の農地3筆、合計6,752 m²を [REDACTED]
[REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、ネギ・ニラ・生姜を栽培しま
す。貸借権で、期間は5年です。

8番、新規設定です。香北町吉野の農地、2,376 m²を7番と同じ [REDACTED]
[REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、ニラとネギと生姜を栽培しま
す。貸借権で、期間は5年です。

続いて、18ページ、9番、新規設定になります。香北町吉野の農地、2,071
m²を7番、8番と同じ、[REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、ニラ、ネ
ギ、生姜を栽培します。貸借権で、期間は5年となります。

次に10番、再設定になります。香北町美良布の農地4筆、合計2,839 m²を
[REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、大豆を栽培します。貸借権で、期間は4
年の予定です。

次に19ページ、11番、新規設定になります。物部町仙頭の農地4筆、4,774
m²を [REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、柚子を栽培します。こちらは使用
貸借権で、期間は4年と4カ月です。

最後になります。20ページ、12番、新規設定で、物部町五玉堂の農地18
筆、合計2,205.61 m²を [REDACTED] の [REDACTED] さんが借り受け、主に水稻を栽培しま

す。使用貸借権で、期間は5年です。

耕作者から言うと、所有者は甥にあたります。所有者が県外にいるため以前から、叔父である■さんが耕作していましたが、今後、■さんが農地を購入するにあたって今回正式に利用権を設定するものです。以上です。

議長

以上、説明がありましたので、ただ今より、議案第10号香美市農用地利用集積計画について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。■と■さんの案件がありますが、■さんは今日欠席ですので■さんの申請番号4番のみ先に議決を行いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----■委員退席-----

議長

それではすいません、申請番号4番の案件につきまして、皆さん方からご質問を受けたいと思います。

-----質疑なし-----

議長

各段無ければ採決に入りたいと思いますが、異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長

それでは申請番号4番、■委員さんが借られる案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

-----■委員入席-----

議長

■委員、ご承認をいただきましたのでよろしくお願ひします。

委員(■番)

有難うございます。

議長

それではその他の件につきまして、議案第10号の質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問はありませんか。

すいません、申請番号2番、10a当たり8万円という金額が出てますが、これはハウスを含んでのことですか。金額8万円と出でますが、ハウスも一緒に、建ってるハウスも、現在ニラ作ってます。■さんが。それをですね、■さんに貸すということでハウス込みということですので8万円という金額が出ちゅうと思いますのでご理解いただきたいと思います。他に何かご質問ありませんかね。

-----質疑なし-----

議長

各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長

はい、それでは議案第10号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長

はい、どうも有難うございました。
それでは議案第11号その他の件とあります、何かありますか。各段無い
ようすでこれで農業委員会の今日の議案を一応終了させていただいて引き
続き最適化推進委員さんとの交換会をしたいと思います。適当に5分程度休憩
を取ってですね、始めたいと思いますので少し休憩をさせていただきたいと思
います。

閉会(14時32分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、ひー



署

名

人 平山則雄



署

名

人 水田善郎

